

計画書

阪神間都市計画公園の変更（尼崎市決定）

都市計画公園中 2.2.4150 号宮の北公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2.2.4150	宮の北公園	尼崎市西昆陽3丁目	約0.50ha	広場、植栽、遊具 (面積及び区域の変更)

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理由書

市営宮ノ北住宅の建替事業に伴い、当該住宅用地におけるまちづくりの総合的な観点から土地利用を検討した結果、宮の北公園については、当該住宅用地のほぼ中央に整形に配置することにより、周辺も含めた地域住民が最も容易に利用できることとなり、住民の身近なレクリエーション活動やコミュニティ形成の場、災害時における一時避難地など、街区公園としての更なる機能強化が図られること、また、西側の武庫川河川敷緑地やホテルの生息する農業用水路（ホテルの里）、当該住宅敷地内の既存緑地など、周辺の豊かな自然環境との連続性に配慮したまちづくりができる。

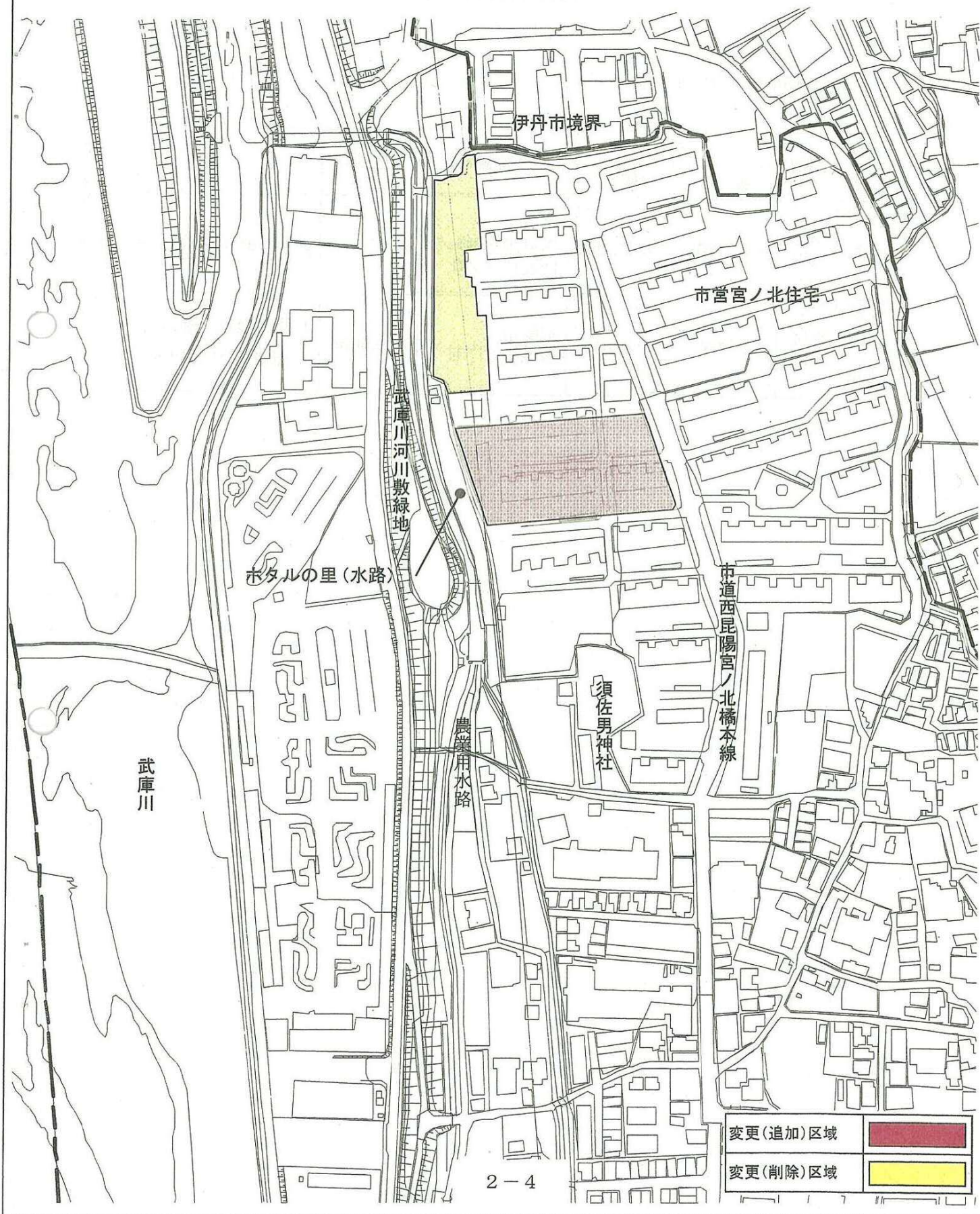
こうしたことから、宮の北公園の面積及び区域を変更するものである。

計画図

阪神間都市計画公園の変更（尼崎市決定）
名称：2.2.4150 宮ノ北公園（街区公園）



縮尺 1 : 2,500



変更前後対照表

2.2.4150号 宮の北公園

変更	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
変更前	街区公園	2.2.4150	宮の北公園	尼崎市 西昆陽字城垣ノ 内及び宮ノ北	約 0.27ha	遊具、植栽、広場、ベンチ
変更後	街区公園	2.2.4150	宮の北公園	尼崎市 西昆陽 3 丁目	約 0.50ha	広場、植栽、遊具 (面積及び区域の変更)

阪神間都市計画公園（宮の北公園）の変更案についての意見書の要旨と市の考え方

1 都市計画法第17条（同法第21条第2項において準用）に基づく案の縦覧及び意見書の提出

- (1) 縦覧者 2名（縦覧期間 平成28年4月4日～18日）
- (2) 意見書の提出 8通（提出期間 平成28年4月4日～18日）

2 意見書の要旨と市の考え方

No.	意見の要旨	市の考え方
1	<p>今回、配置される公園の場所は、住民に分かりやすい市営住宅のほぼ中央に位置するため、盆踊り大会やふれあい広場等に利用しやすくなり、レクリエーション活動、災害時等に一時避難場所ともなり、地域住民が集い合う場として最も便利であり、安心して暮らせる。</p> <p>市の原案に賛同する。</p>	<p>変更後（原案）の宮の北公園は、市営宮ノ北住宅用地のほぼ中央に整形に配置することにより、周辺も含めた地域住民が最も容易に利用できることとなり、市営住宅入居者と余剰地を含む周辺住民との交流の場やレクリエーション活動の場として、また、災害時の一時避難地としても活用しやすくなるなど、街区公園としての更なる機能強化が図られることとなります。また、西側の武庫川河川敷緑地やホタルの生息する農業用水路（ホタルの里）、当該住宅敷地内の既存緑地（宮の北緑地）、バス通りのケヤキ並木など、周辺の豊かな自然環境との連続性に配慮したまちづくりが可能となります。さらに、周辺の街区公園の配置状況からみても適切な計画であると考えております。</p>
2	<p>市の原案に賛成する。</p>	
3	<p>宮の北地区の将来イメージを、①身近に自然を楽しめるまち②歴史を重ねる落ち着いたまち、③西昆陽と一体となったまちづくりと位置付け、宮ノ北住宅建替え事業に伴う宮の北公園の位置については、須佐男神社の東側に隣接する形での公園配置を提案する。</p>	

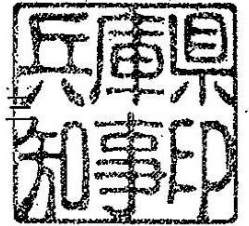


都計第 1556 号

平成 28 年 1 月 21 日

尼崎市長 稲村 和美 様

兵庫県知事 井戸 敏



阪神間都市計画公園の変更 (2.2.4150 号 宮の北公園の変更) について (回答) ○

平成 28 年 1 月 6 日付け尼公計第 10091 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所及び阪神南県民センター西宮土木事務所に変更を行った旨通知願います。